

烏川山人絵図

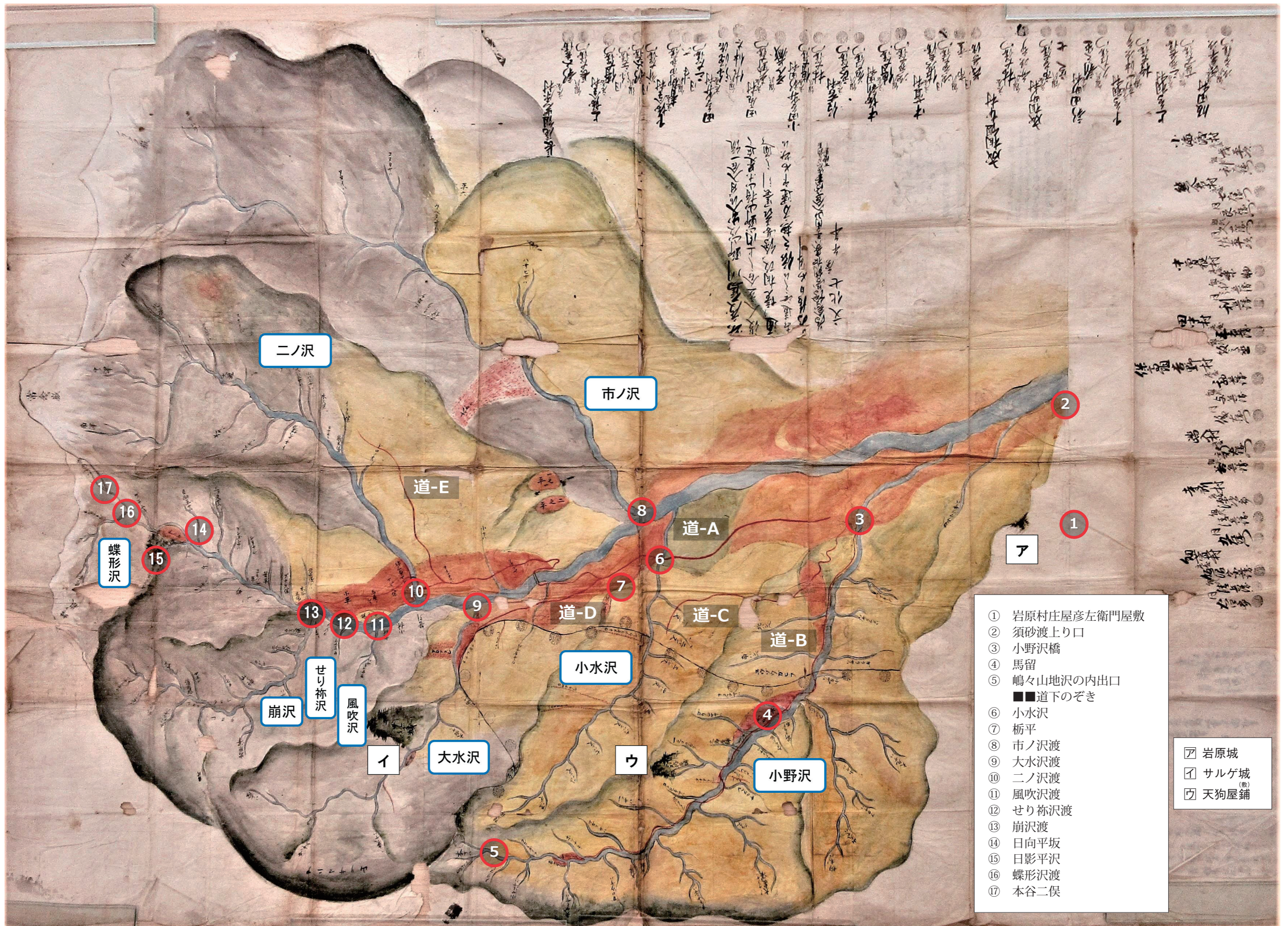


図5 鳥川山入会絵図（「岩原山澤付道程覚」から地名・沢名をマッピング）

## 研究紀要

## 資料紹介 烏川山入会絵図と烏川山沢付道程覚

丸山 潔  
逸見 大悟

はじめに——寄贈された烏川山入会絵図——

令和4年7月、安曇野市文書館に1枚の絵図が寄贈された（巻頭カラー写真）。

江戸時代後期の烏川上流部を描いた絵図である。烏川やその支流の大小の沢が描かれ、沢名も振られている。道も描かれ、何らかのエリアに分けて彩色もされている。保存状態は良好である。寄贈以来、筆者をはじめとする文書館職員は、この絵図が伝えようとしたことは何か、また絵図作成の意図のほか、どのようなことが読み取れるか、検討を重ねてきた。

歴史を紐解けば、中世には岩原城が築かれ、近世末には鳥々谷の冷沢から烏川支流の小野沢に水を落として倉田堰の水源に充てられた。山あい水田こそ開かれなかったが、狭い範囲に多くの言い伝えが残り、特筆すべき地域であった。

一方で、現在の烏川上流部には、県営烏川溪谷緑地や宿泊施設、常念岳への登山口があり、延命水やお種の水、まゆみ池やつつじ園など見どころも多い。近年はマウンテンバイクのコースが整備され、これからも市の観光資源として前面に出していきたいエリアである。

このような絵図は、烏川上流域の活用を図る上でも、地域の歴史を知る重要かつ貴重な資料と言えるであろう。本稿では、絵図の紹介とともに、ここから読み取れる近世の烏川上流域のようすを考察する。

## 1 絵図の概要

絵図の大きさは1.82m×1.19m。描かれているのは、岩原城跡や角蔵山のある岩原の前山と呼ばれている山塊よりも上流である。四方いずれの山も、烏川上流域の谷から眺めた形が描かれているようだ。

西の境には、山頂に雪を戴いた「常念ヶ岳」や「蝶ヶ岳」が描かれている。南の境は、堀金地域と三郷地域の境、岩原の前山から西への尾根続きである。当時は「アニマサリ山」と呼ばれた鍋冠山の稜線が丸く描かれ、記入はないが八丁ダルミから大滝山へと続いている。北は、烏川を越えて保高組牧村の域内に入るが、「一ノ沢」が南の谷を流れる浅川山も描かれているようだ。

絵以外に注目されるのが、墨書である。タイトルはなく、文化7年（1810）の年号のみが付されており、月日は記されていない。そこに以下のことが書かれている。

「この度、烏川野山出入りに及び候につき、入会一統役人立会の上、内山・野山・持山など、これまでの通り境相改め、<sup>えずおもて</sup>絵図表墨引きの通り、相違これなく候。これにより、惣方連印かくの如く候。後日のため件の如し」

出入りとは相論や訴訟のこと。「入会一統」とあるので、肥料や飼料、薪などを集める複数の村々の<sup>いりあいち</sup>入会地となっていたことがわかる。範囲内には、山本（山元）の村が所有する内山や、それ以外の村の立入りも認められている野山、個人の持山などがあり、入会村の役人たちが境を確認して、印を押したということである。

押印した入会の村々は23ヶ村。詳しくはのちに触れるが、山本として長尾組岩原村以下の3ヶ村、準

山本の多田井・田尻の両村、それ以外の入会として、住吉村以下の18ヶ村があり、それぞれ庄屋と組頭が連印している。

また絵図には、墨で引かれた曲線が引かれている。これが文章にある「絵図表墨引き」である。いくつもの黒印がみえるが、これは23ヶ村の村役人が確認のために押したものだ。この線が絵図の最も重要な記載であることがわかる。

墨引きの線は、前山の稜線の途中から始まり、小野沢と小水沢を横切っている。そのあと大水沢の手前で南へカーブして、「アニマサリ山」（鍋冠山）の登山口である牛首付近に至っている。この線に囲まれた範囲が23ヶ村の入会地であると考えられる。

では、なぜこのような絵図が描かれなければならなかったのか、次章以降で相論の概要を追ってからその位置づけを考えたい。

また、当時の烏川山のようなすがすがしさが詳細に描かれているのも本図の特徴である。本稿の後半では、近世中期に書かれた「烏川山沢付道程覚」も参照して烏川上流部の近世の姿を探る。現在の状況と比べながらお読みいただければ、一段と興味深い内容になると思う。

なお本図には、上堀金村の枝郷である倉田村の丸山文四郎らによって二次利用された際の書き込みや押印もみられるが、紙幅の都合により今回は省略する。

## 2 烏川山入会相論の概要

### (1) 文化7年の山論と内済ないさい

江戸時代において、入会林は食物の煮炊き等の燃料となる薪・ほや、田畑の肥料となる苜蓿、そして牛馬の飼料となる馬草・藤葉などの供給地であり、人々が生活していく上で欠くことができない場所であった。そのため、限られた資源をめぐる争いが絶えなかった。

文化6年（1809）当時、烏川山は長尾組9ヶ村、成相組10ヶ村、そして保高組4ヶ村の計23ヶ村の入会林であり、山本5ヶ村（岩原村・上堀金村・下堀金村・田多井村・田尻村）は薪・ほや（燃料）・苜蓿（肥料）・馬草等（飼料）の全てを刈り取る権利を有しており、里郷18ヶ村（小田多井村・中堀新田村・中萱村・成相町村・本村・新田町村・細萱村・寺所村・踏入村・吉野村・熊倉村・小海渡村・飯田村・中曾根村・上鳥羽村・下鳥羽村・真々部村・住吉村）の権利は一部村々を除き薪・ほや（燃料）と笹ばら（飼料）の刈り取りのみであった。

10月に山本5ヶ村と里郷18ヶ村の間で刈り取る品々について相論となり、里郷村々が山本村々を相手取り郡所へ訴え出たが、郡所が仲裁に入る形を取り、翌7年4月、郡所の裁許ではなく関係村々の内済ないさい（示談）というかたちで解決を見た。その経過については『堀金村誌』に詳しい。<sup>(1)</sup>

内済の内容は、議定書<sup>(2)</sup>から抜粋すると次のとおりである（写真1）。

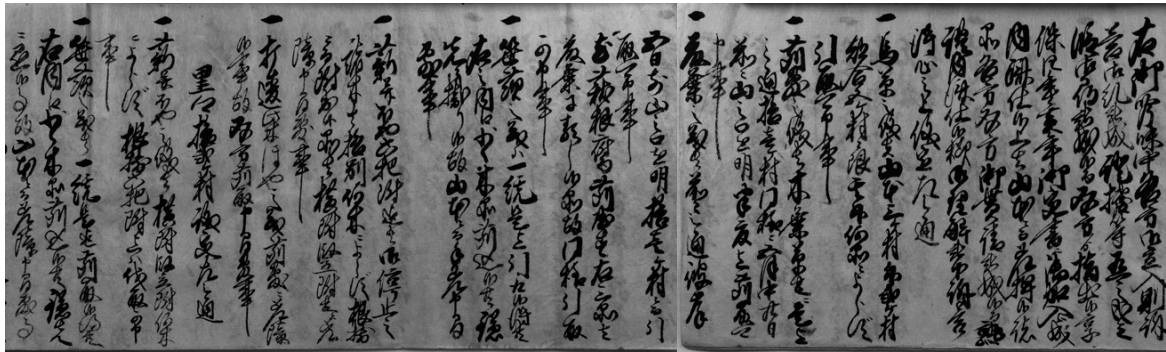


写真1 済口一札之事（部分）（山口家文書）

- 一 馬草は、山本3ヶ村外2ヶ村都合5ヶ村に限り、その外何品でも引き取ってよい事。
- 二 苧敷は、木葉草共にこれまでの通り11ヶ村同様に5月中20日前に山の口を明け、半夏（半夏生（夏至から数えて11日目）のこと）までに刈り取る事。
- 三 藤葉は、前々の通り彼岸5日前に山の口を明け、11ヶ村で引き取る事。もつとも、萩・根腐り苧り・やすの3品は藤葉に類する品ゆえ、同様に引き取る事。
- 四 笹茨<sup>ささばら</sup>は、全村これまで引き取ってもよいが、この内へ少々の木品を苧り込んでも、鎌先に掛った品なので、山本では文句をつけない事。
- 五 薪並びにぼやは6把附までは、停止（禁止）<sup>ちようじ</sup>の諸木を除いては、何本でも根揃いで付け出し、横附・豎附共に差障りはない事。
- 六 打違柴ぼやは、苧敷に差し障るので、双方刈取りらない事。

里郷12ヶ村議定左の通り

- 一 薪並びぼやは、横附・豎附何本によらず根揃い6把附まで刈り取ってよい事。
- 二 笹茨は、全村これまで刈り取ってもよいが、この内へ少々の木品を苧り込んでも、鎌先に懸った品なので、山本では文句をつけない事。

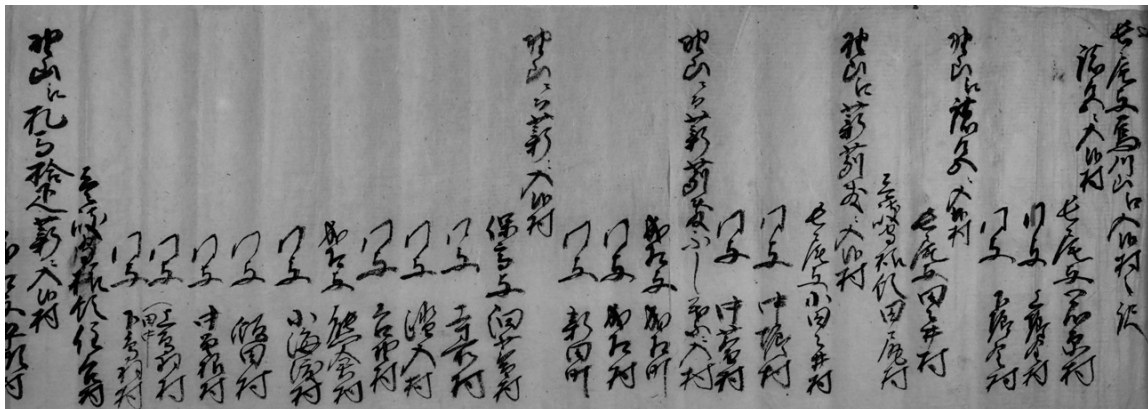


写真2 長尾与烏川山江入候村之訳（部分）（山口家文書）

基本的には、なが おぐみからすがわやまへいりそうろうむらのわけ「長尾与烏川山江入候村之記」(写真2)に記されている享保年間の相論以来続<sup>(3)</sup>いてきた慣行を踏襲したものとなっているが、これを整理すると表1の通りである。

【表1】烏川山入会慣行

No.	村	組	区分	①馬草 (飼料)	②苜蓿 (肥料)	③藤葉 (飼料)	④笹茨 (飼料)	⑤薪・ ぼや (燃料)	⑥打違 柴ぼや (燃料)
1	岩原村	長尾組	山本3ヶ村	○	○	○	○	○	×
2	上堀金村	長尾組	山本3ヶ村	○	○	○	○	○	×
3	下堀金村	長尾組	山本3ヶ村	○	○	○	○	○	×
4	田多井村	長尾組	準山本村	○	○	○	○	○	×
5	田尻村	長尾組	準山本村	○	○	○	○	○	×
6	小田多井村	長尾組	里郷長尾3ヶ村	×	○	○	○	○	×
7	中堀新田村	長尾組	里郷長尾3ヶ村	×	○	○	○	○	×
8	中萱村	長尾組	里郷長尾3ヶ村	×	○	○	○	○	×
9	成相町村	成相組	里郷成相3ヶ村	×	○	○	○	○	×
10	本村	成相組	里郷成相3ヶ村	×	○	○	○	○	×
11	新田町村	成相組	里郷成相3ヶ村	×	○	○	○	○	×
12	細萱村	保高組	里郷12ヶ村	×	×	×	○	○	×
13	寺所村	保高組	里郷12ヶ村	×	×	×	○	○	×
14	踏入村	保高組	里郷12ヶ村	×	×	×	○	○	×
15	吉野村	保高組	里郷12ヶ村	×	×	×	○	○	×
16	熊倉村	成相組	里郷12ヶ村	×	×	×	○	○	×
17	小海渡村	成相組	里郷12ヶ村	×	×	×	○	○	×
18	飯田村	成相組	里郷12ヶ村	×	×	×	○	○	×
19	中曽根村	成相組	里郷12ヶ村	×	×	×	○	○	×
20	上鳥羽村	成相組	里郷12ヶ村	×	×	×	○	○	×
21	下鳥羽村	成相組	里郷12ヶ村	×	×	×	○	○	×
22	真々部村	成相組	里郷12ヶ村	×	×	×	○	○	×
23	住吉村	長尾組	里郷12ヶ村	×	×	×	○	○	×
計	23			5	11	11	23	23	0

(2) 相論で山本村々が主張した事

内済項目六(表1⑥)の苜敷に差し障りのある打違柴ぼやの刈取りは、享保4年(1719)の相論に引き続き禁止とされたが、何故、山本村々・里郷村々の双方とも拘束する項目であったかの、そして山本村々がこの相論で里郷村々に強く順守を求めた入会の原則が何であるかは、同年8月に山本5ヶ村が長尾組大庄屋竹内市郎兵衛に願い出た訴状から明らかとなる(写真3)。

ここには「里郷18ヶ村の数ヶ村が、この8月に4月に定めて間もないのに、上様の御上意に背き、笹ばらに<sup>なぞら</sup>准えて苜敷となる品を刈り取ったり、苜敷に成る品を苜り込んだりして、馬に付けて運び出そうとしたのを発見したので押し抑えた」と記されている。

そして「山本5ヶ村は山際のため水路の水持ちが悪く、加えて田も痩せており、大量の苜敷がなければ稲が生育しない」と訴えている。

直接の訴因は内済項目五と六の違反である。この相論の背景には、生産性の高い田畑を有しており平地の入会原(林野)で苜敷(肥料)および大部分の馬草等(肥料)は賄えるが、薪・ぼや(燃料)は烏川山に頼らざるを得ない里郷村々と、生産性が低い田畑を有しており烏川山で大量の苜敷を必要とする山本村々、という構図があった。

江戸時代後期にれんげ田が普及する前は、入会林野の草や小枝を刈取り、田畑の中へ鋤き込んで肥料としていた。苜敷(肥料)を優先する山本村々と薪・ぼや(燃料)を優先する里郷村々、即ち、苜敷の重要性についての認識に温度差があったのである。

山本5ヶ村にとって、入会林で最優先事項は毎年の苜敷(肥料)の安定確保であり、限られた山林資源のなかで、それに差し障りのある行為は断じて認めることはできなかった。

この訴えは山本5ヶ村の主張が通り、「薪・ぼやは、(苜敷に差し障る)柴ぼやと紛れないよう、これからは長さを5・6尺以上に定める事」として10月に内済(示談)となっている<sup>(5)</sup>。

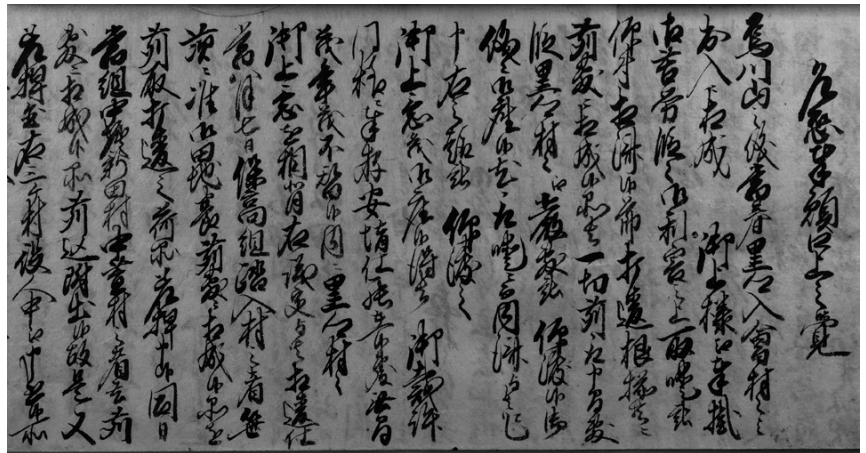


写真3-1 乍恐奉願口上之覚(前段)(山口家文書)

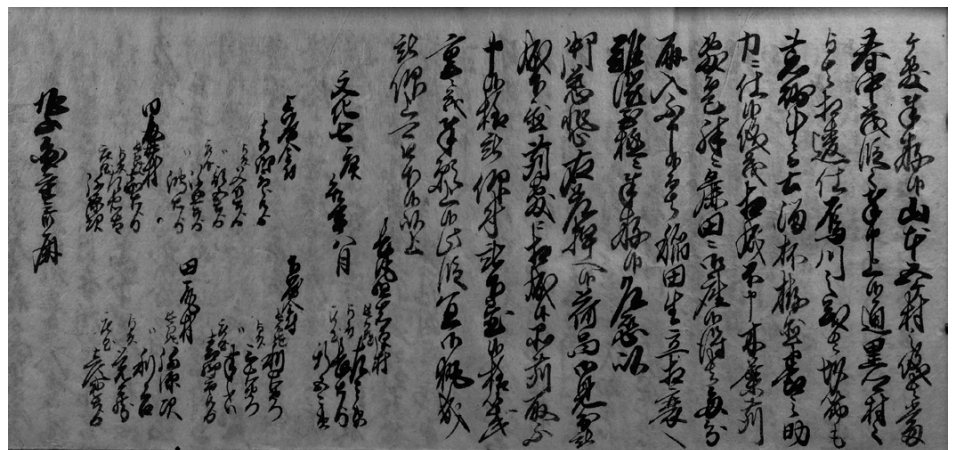


写真3-2 乍恐奉願口上之覚(後段)(山口家文書)

### 3 絵図が描かれた意図

前章からもわかるとおり、この相論では採取する馬草や肥料、燃料の種類が焦点となった。しかるに絵図には相論とは直接関係しない入会の領域が確認されている。「入会一統役人立会の上」とあるから、数十人の村役人が険しい山を越えて現地を確認し、図面上の境の墨引きに印を押したのである。

#### (1) 描かれた時期の特定

本図には、文化7年という年号のみが記され、月日が書かれていない。前述のようにこの相論は、前年の10月に発生し、この年の4月に一旦解決した。しかし8月に再燃し、最終的に決着したのは10月であった。1年にわたる相論の中で、いつの段階で描かれたものか判然としなければ、絵図の位置づけも難しいだろう。

そこで、入会23ヶ村の村役人の顔ぶれに注目した。一連の相論に当たって文化7年4月に作成された「すみくちいっさつのこと<sup>(6)</sup>と、10月の「再論済口一札之事」<sup>(7)</sup>にみえる村々の役人と、絵図に連印した村役人とを次頁の表2で比べてみた。

それぞれの史料にみえる同じ村の人名では、「青柳市郎右衛門」「青柳市郎左衛門」（下堀金村）、「弥源治」「弥源次」（田多井村・猿田氏）などの若干の異同があるが、同一人物と思われる。

このほかにも気づく点がある。複数の村の庄屋や組頭を同一人が兼帯していたり、自らの出身の村ではなく別の村の村役人を務めている節もみられ、安曇郡の村々の実相を知る上で興味深い<sup>ま</sup>が、これは後考に俟つこととしたい。

この3点の史料のうち、まず文化7年4月と10月の文書の変化を比べてみると、寺所村では、組頭だった源次郎が新右衛門の後任として庄屋になり、新たに組頭に九左衛門が加わっている。また上堀金村では、新五右衛門（岩原氏と思われる）が組頭に着任している。

この点に着目して4月と10月の2点にみえる人名と絵図を比べると、10月のものと一致しているから、絵図は10月に描かれたものだとわかる。

#### (2) 絵図作成の目的

以上に挙げた史料のほかにも、この時の相論に関わる記述は散見されるが、絵図が描かれた目的については、いずれにも明記されていなかった。

ただ、この入会地をめぐる問題は、翌年の文化8年5月にも再燃している。成相町村など里郷の6ヶ村の者が刈敷を引き取って村へ帰ろうとしたところ、岩原村の山ノ神付近で上下堀金と田尻の村の者たちが大勢で押しかけて荷物を切り落したのである。

この一件は2ヶ月後の7月に内済が行われた。里郷については、「五月中二十日前に山の口を明け、半夏生まで」は刈り取っても良いという取り決めを堀金の村々が理解していなかったことから生じたこと<sup>(8)</sup>で、以後このような「心得違い」がないようにとの合意がなされた。



【表2】入会村々の役人（文化7年4月・10月及び絵図作成時点）

組	村	役職	文化7年4月	文化7年10月	烏川山入会絵図
長尾組	岩原村	庄屋	新五兵衛	新五兵衛	新五兵衛
		組頭	長右衛門	長右衛門	長右衛門
	上堀金村	庄屋	伝右衛門	伝右衛門	伝右衛門
		庄屋	弥三右衛門	弥三右衛門	弥三右衛門
		組頭	—	新五右衛門	新五右衛門
	下堀金村	組頭	斧右衛門	斧右衛門	斧右衛門
		庄屋	青柳市郎左衛門	青柳市郎左衛門	青柳市郎右衛門
		組頭	半六	半六	半六
	田多井村	組頭	三右衛門	三右衛門	三右衛門
		庄屋	弥源次	弥源治	弥源治
	田尻村	組頭	佐仲太	佐仲太	佐仲太
		庄屋	彦野右衛門	彦野右衛門	彦野右衛門
	小田多井 新田村	組頭	覚蔵	覚蔵	覚蔵
		庄屋	伝右衛門	—	伝右衛門
	住吉村	組頭	林右衛門	—	林右衛門
		庄屋	良右衛門	良右衛門	良右衛門
	中堀 新田村	組頭	藤左衛門	藤左衛門	藤左衛門
		庄屋	伝右衛門	伝右衛門	伝右衛門
中萱村	組頭	次郎右衛門	治郎右衛門	次郎右衛門	
	庄屋	佐次兵衛	佐次兵衛	佐次兵衛	
	庄屋	次郎左衛門	次郎左衛門	次郎左衛門	
	組頭	市重	市重	市重	
成相組	本村	組頭	茂兵衛	茂兵衛	茂兵衛
		庄屋	林右衛門	林右衛門	林右衛門
	成相町村	組頭	弁次郎	弁次郎	弁次郎
		庄屋	市郎右衛門	市郎右衛門	市郎右衛門
	新田町村	組頭	定七	定七	定七
		庄屋	新之丞	新之丞	新之丞
	下鳥羽村	組頭	久左衛門	久左衛門	久左衛門
		庄屋	高山沖次郎	高山沖次郎	高山沖次郎
	上鳥羽村	組頭	権右衛門	権右衛門	権右衛門
		庄屋	三郎兵衛	三郎兵衛	三郎兵衛
	飯田村	組頭	蔦右衛門	蔦右衛門	蔦右衛門
		庄屋	茂平治	茂平治	茂平次
	小海渡村	組頭	次郎左衛門	治郎左衛門	次郎左衛門
		庄屋	茂平次	茂平次	茂平次
	熊倉村	組頭	利左衛門	利左衛門	利左衛門
		庄屋	七左衛門	七左衛門	七左衛門
		庄屋	良右衛門	良右衛門	良右衛門
	中曾根村	組頭	久右衛門	久右衛門	久右衛門
組頭		佐平治	佐平治	佐平次	
庄屋		条助	条助	条助	
田中村 (真々部)	組頭	弥兵衛	弥兵衛	弥兵衛	
	組頭	利兵衛	利兵衛	利兵衛	
保高組	吉野村	庄屋	三郎兵衛	三郎兵衛	五郎兵衛
		組頭	紋之丞	紋之丞	紋之丞
		組頭	勘兵衛	勘兵衛	勘兵衛
	踏入村	組頭	与兵衛	与兵衛	与兵衛
		庄屋	儀右衛門	儀右衛門	儀右衛門
	寺所村	組頭	新右衛門	新右衛門	新右衛門
		組頭	善兵衛	善兵衛	善兵衛
		庄屋	新右衛門	源次郎	源次郎
	細萱村	組頭	源次郎	清兵衛	清兵衛
		組頭	清兵衛	九左衛門	九左衛門
		庄屋	飯沼宗兵衛	飯沼宗兵衛	飯沼宗兵衛
		組頭	清兵衛	清兵衛	清兵衛
組頭		忠四郎	忠四郎	忠四郎	

※文化7年4月の文書には長百姓の名前も見られたが、紙幅の都合により割愛する。

そこでよく見受けられるのが、「理不尽」という言葉である。史料に見えるのは、里郷にとっての理不尽な山本村の振舞いである。採取してよい種類や時期をめぐる相論が起きていることから、入会地の範囲についても、里郷にとってはいつ山本村に「理不尽」を申し掛けられるかもしれないという心配があり、山本村にとってはいつ里郷が勝手な振舞いをするかもしれないというような危機感があつたと推察する。このような不信感が漂う中で、確固とした取り決めの必要性を感じ、村々の代表者が現地を確認して絵図を作成するに至ったのではないかと考えられる。

#### 4 描かれた烏川山

本章からは、絵図をもう少し詳しくたどってみたい。河川や道だけでなく、地形や土地利用の状況で色分けされ、別に特記されている場所もあり、見る人の興味を引く。

巻頭のカラー写真及びその次頁に掲載した図5をあわせて御覧いただきたい。

##### (1) エリアごとの色分け

冒頭に述べたように、この絵図は、岩原の通称前山稜線を東の境とし、南に現在の堀金・三郷両地域の境の稜線を描く。西の境は、常念岳ないし蝶ヶ岳山中の烏川源流部とし、現在の穂高牧地区を北の境としている。

図中では、いくつかエリアに色分けされている。雑木・草は黄色で示されているが、そこから続く尾根には緑のグラデーションがかけられている。烏川に隣接する段傾斜地や、尾根上の平地が赤、山奥の針葉樹林帯が灰色に塗られる。道は赤色、河川は水色で示され、伐採した木を落とすためのアラシ（嵐）や崩落地は赤の点線、もしくはピンク色に塗られた上に数条の赤い点線が引かれている。

地形や植生によって色が塗り分けられているのは、広大で起伏の多い山中で迷ったり場所を誤ったりしないようにするためであり、また現地に赴かなくても状況をイメージしやすくするためでもあつただろう。

##### (2) 河川

水色で塗られた河川は、全てが烏川の本沢に流れ込んでいる。小さな沢にまで名前が書かれ、現在知られていない沢も多い。

一ノ沢（市ノ沢）と二ノ沢は、烏川の北岸すなわち牧村を流れる大きな沢である。一ノ沢の上に黄緑色で頂上を丸く描いた山は、浅川山と思われる。烏川北岸域は、さほど詳しくは書かれていない印象を受ける。岩原村内ではなく入会にも関係ないためだろうが、それでも小平（現在の大平原）から常念岳の登山口のある三俣までは、注意を払って描かれている。詳しくは、次項に触れる道程とともに次章で紹介したい。

##### (3) 道路

烏川の下流の岩原村から入る道路は、山中に入っていくつかに枝分かれしている。図5で道にAからEまでの番号を振って示した。そのうち烏川本谷の道路（道-A）は、始点付近が現在のほりで一ゆ〜四季の郷付近と思われ、小野沢が烏川に合流する上流付近から崩沢が烏川に合流する付近まで、烏川本谷を貫く。

小野沢沿い道路（道-B）は、烏川との合流点より少し上流から、23ヶ村入会林へ向かって描かれている。入会林の境界を越えてすぐ右手最初の沢が「ヲタ子サハ（おたね沢）」である（図1参照）。

同じく小野沢が烏川に合流する上流付近からは、尾根を越えて小水沢へ向かう道もある（道-C）。その途中の右手に、現在の啼鳥山荘がある。

烏川本谷の道路が小水沢を過ぎたのち、橋を渡って北岸を通るのに対して、途中で分岐して大水沢へ向かう道路もみえる（道-D）。猿ヶ城へ通ずる道にも思える。

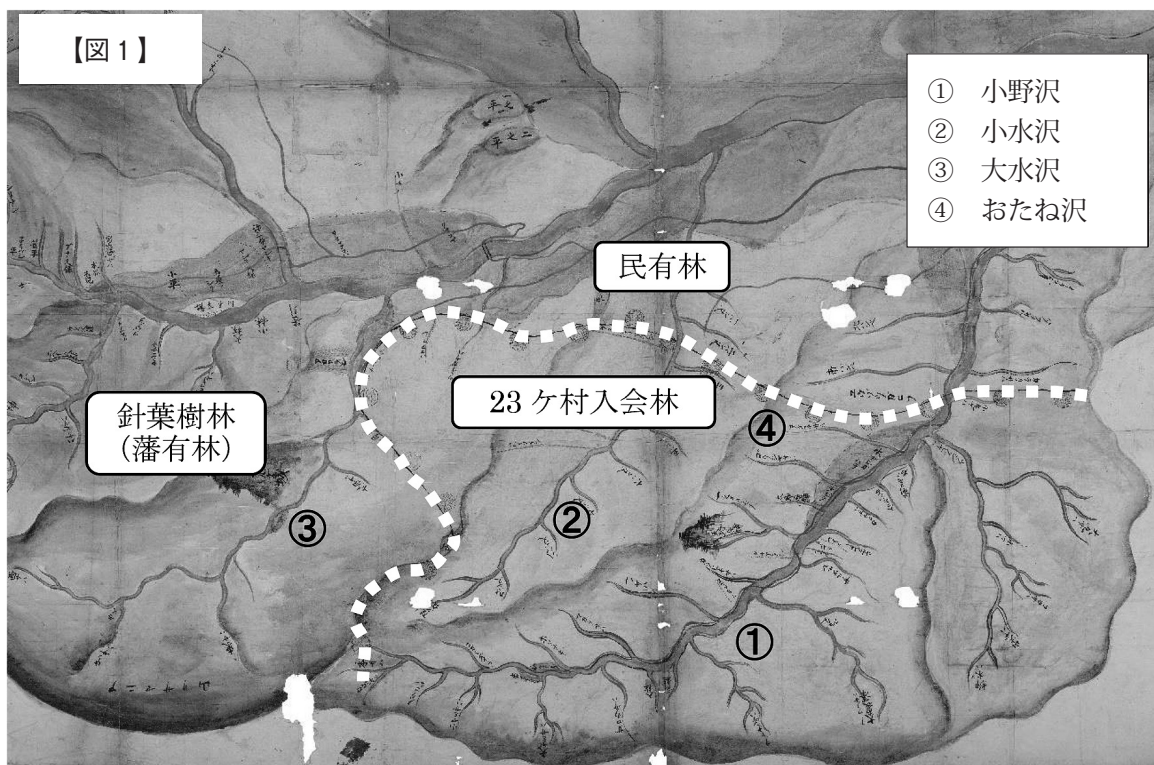
烏川北岸に渡った本谷の道路は、二ノ沢手前でさらに道路を分岐させている（道-E）。ここには現在も古道跡が認められる。

#### （4）23ヶ村入会林の範囲（図1）

第1章の絵図の概要でも触れたが、絵図が作成された際の最も重要な書き込みが、「墨引き」である。23ヶ村の入会の範囲を示している。その範囲は、小野沢・小水沢の両岸域に跨る。図1に点線で示した内側である。

東の境は岩原前山の尾根、南は小倉から鍋冠山の登山口付近までの尾根を境とする。西は大水沢の右岸に至る。北の境から烏川の本流までの範囲は、岩原・上堀金・下堀金のそれぞれの村の入会林で、いわば民有林である。

一方、大水沢より奥、入会地西方の灰色で塗られている辺りには針葉樹林が広がっている。ここは松本藩が普請や作事などで使用する用木を採取する藩有林であった。



## (5) その他のスポット

現在は、鬱蒼とした山林が広がる烏川上流部も、絵図が描かれた当時は草木の採取地であり、はげ山に近かったことが窺える。その中であって、わずかに生い茂る木が描かれた場所がある。ここにはどのような謂れがあったのだろうか。

絵図中には文字の記入はないが、東の稜線上にわずかに木のようなものが描かれている(図5㉗)。位置からして岩原城跡と考えられる。享保9年(1724)に編纂された『信府統記』には「岩原山古城地」とあり、「堀金氏ノ要害」と推定している<sup>(9)</sup>。

当地には「城のこぼ」という地名が残る。城主に殺された家臣の祟りのため、ここを通る人は谷に落ちるか怪我をするかして死んでしまうため、観音様を安置して供養したという<sup>(10)</sup>。

また小水沢と大水沢の間、鍋冠山から伸びる尾根上に「サルゲ城(猿ヶ城)」が描かれている(図5㉘)。岩原城の西方、直線距離にして3kmのところ<sup>(11)</sup>に位置することから、詰めの城とも考えられているが、言い伝えは残っていない。

近隣にも猿ヶ城の地名はいくつかみられる。安曇野市明科東川手の潮沢と生坂村との境、奇岩で知られる岩州公園内にも「猿が城砦」がある。落城の際、お姫様が岩から飛び降りて自殺したという言い伝えが残る。生坂村の日岐大城も険峻な岩山の城として知られるが、この尾根上の北方にも「猿が城物見」があったと伝えられる。さらに大町市海ノ口の木崎湖畔にある森城の北方の尾根にも「猿ヶ城」と呼ばれる城跡が残る。いずれも切り立った山の上<sup>(12)</sup>にあり、険阻な地形を猿が登り降りするようなイメージの場所であることから名づけられたと思われる。

小野沢の西側の尾根には「天狗屋舗<sup>(敷)</sup>」がみえる(図5㉙)。管見の限り、ここに関する伝承は残されていない。かつては天狗が住んだとか、修験道の行場だったなどの言い伝えがあったのではなかろうか。

烏川上流部の山中には、多くの伝説が残っている。それを掘り起こすのも楽しいが、当時は伝説が生活と密接にかかわっていたために描かれたと考えた方が良い。今挙げたスポットのうち、特に名称が書かれた猿ヶ城と天狗屋敷は、ランドマークにもなっただろうが、一義的には、信仰の場あるいは忌み地として立入りが制限された場所だったのだろう。だからこそ樹木まで描かれた周囲とは異なる様相で強調されたと考えられる。

## 5 烏川谷の沢筋と道程を辿る

この絵図が作成される113年前の元禄10年(1697)7月、松本藩役人が烏川谷沢筋を最深部まで隈なく踏査した記録「烏川山沢付道程覚」(写真4 以下「道程覚」と省略)が山口家に残されている。記載内容から、建築・土木用材確保のため烏川谷に自生する針葉樹(桧・榎・樅・梅・唐松)の植生地を調査したものと思われる。そこには、地名・里程・沢名が詳細に記されている。

なお、元禄10年は幕府が諸藩に国絵図作成を命じた年である。

ここではこの道程覚と絵図を照合しながら烏川谷の沢筋と道程を辿ってみる(図5参照)。

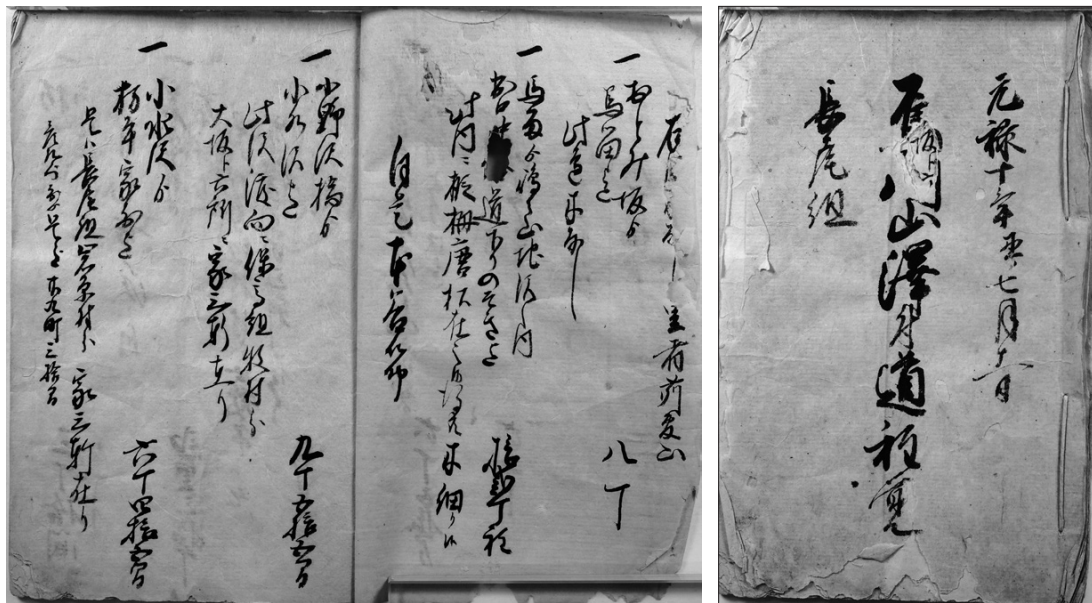


写真4 烏川山沢付道程覚（山口家文書）

(1) 岩原村庄屋屋敷～市野沢渡

岩原村庄屋彦左衛門屋敷 (図5①)



6町50間 (745m)

須砂渡上り口 (図5②)



6町 (655m)

小野沢橋 (図5③)

【小野沢の内】

→馬留 (図5④) (32町 3,490m) この辺木なし。(苜敷山)

→嶋々山地沢の内、出口(欠損)道下りのぞき (図5⑤) (12町 1,310m)

この内に縦・榎・唐松これ有り候えども木細り候。

【累計：1里8町 4,800m】



9町55間 1,082m

小水沢 (図5⑥) この沢渡し向いに保高組牧村分大坂と云う所に家3軒あり。



6町45間 736m

栃平家前 (図5⑦) これは長尾組岩原分、家3軒あり。

彦左衛門前よりこれまで29町30間 (3,218m)



3町10間 345m

市ノ沢渡 (図5⑧)

小野沢エリアは、苜敷山のため木（針葉樹）はなく、上流付近で細い（生育していない）縦・榎・唐松が見受けられると記されている。絵図でも一帯は苜敷山として描かれている。

(2) 市ノ沢 (市野沢) 渡～二ノ沢

市ノ沢渡 (図5⑧)

【市ノ沢の内】

市ノ沢渡

- つめた沢 (2里 7,860m) この内、木なし。
- わり沢 (20町 2,182m) この内、木なし。
- 赤岩沢 (7町 764m) この内、桧・榎細木、峯には樅・榎・唐松も少々これあり候えども、沢の内悪しく候。
- 風入原 (35町 3,820m) この内、峯に樅・榎・唐松も相見え候。

【累計：3里26町 14,626m】

↓

6町50間 745m

大水沢渡 (図5⑨)

【大水沢の内】

大水沢渡

- 二俣 (1里 3,930m)  
この内、樅・榎・榎・細木在り。この沢口に大滝あり。
- 西沢 (8町 873m) この沢、峯通り木鋪見え候。  
同所見立の木 (樅3本 直径1.1~1.4m程)
- 東沢 (3町 327m \*脇筋) この沢、峯には木鋪少々相見え候。

【累計：3里26町 14,626m】

↓

6町30間 709m

二ノ沢渡 (図5⑩)

市ノ沢エリアでは、中流の「つべた沢」「わり沢」までは木(針葉樹)はなく、上流に桧・榎・樅・榎・唐松が見受けられると記されている。絵図でも「ツベタサワ」までは入会林(苜敷山)である。

大水沢エリアでは、上流峯通りに「木鋪」が見受けられると記されているが、これは「針葉樹林」を示していると思われる。木の種類は樅・榎・榎。また、そこに「見立ての木」として樅の巨木3本(直径1.1~1.4m程)があることが記されているが、何のための見立てなのかは不明である(以下同様)。絵図でも下流は入会林(苜敷山)である。

(3) ニノ沢～崩沢

ニノ沢渡 (図5⑩)

【ニノ沢の内】

- ニノ沢渡～いら久保～大曲沢 (26町30間 2,891m) 峯に桧・榎舗少しあり。  
 →登り左小沢 (30間 55m) 桧・榎少しこれあり。  
 →下かうの沢 (3町30間 382m) この沢登り左の方水少し。木舗少々見えり。  
 →隠里の沢 (4町 436m) この沢登り右の方木舗見え候えども、先年焼け申し候由にて枯木舗  
 多し。水少し。  
 →大滝～登り右方の小沢～二俣 (7町 764m)  
 →北沢 (8町 873m \*脇筋)  
 →南沢滝下～登り右の方小沢 (4町20間 473m) この沢、水なし。滝よりこの沢の間に小滝一  
 つあり。  
 →南沢の内二俣 (9町20間 1,018m) この間に小滝二つあり。南沢の内、東ひら峯には桧・榎・  
 榎舗見えり。  
 →北の小沢干留り (3町 327m \*脇筋) この辺に黒榎・榎少々これあり候えども、せりゆえ  
 木長くのび申さず候。この所に印書付け致す。  
 →南沢の小沢干留り (3町30間 382m)

【累計：1里22町40間 6,400m】

↓

5町 545m

風吹沢渡 (図5⑪)

【風吹沢の内】

風吹沢渡

- 二俣 (6町 655m) この沢渡に大滝あり。  
 →中ノ沢 (1町10間 127m)  
 →峯木ある所 (1里12町 5,239m) 同所見立の木 (榎6本 直径1.0m前後)

【累計：1里19町10間 6,021m】

↓

4町 436m

せり柵沢渡 (図5 ⑫)

【せり柵沢の内】

せり柵沢渡

- 二俣 (6町 654m) この沢1町程上に段々滝あり。
- 西沢干留 (5町 545m \*脇筋)
- 東沢干留 (7町 764m) 右両沢崩より風吹の峯通り木鋪相見えり。  
同所見立の木 (縦1本直径1.0m程)

【累計：13町 1,418m】



6町 655m

崩沢渡 (図5 ⑬)

二ノ沢エリアでは、下流から「木鋪」という言葉が多く使われていることから、桧・榎・樅等の林が多くあったことが窺える。絵図では中流部まで左岸は入会林(苜敷山)であるが、右岸は針葉樹林である。

風吹沢エリアでは、上流の峯に「見立ての木」として樅の巨木6本(直径1.0m前後)があることが記載されている。絵図に大きく描かれている峯がその場所であろう。

せり柵沢は絵図では1本の短い沢として描かれている。「木鋪が見える峯」とは風吹沢右岸に描かれている峯のことであろう。そこに「見立ての木」として樅の巨木1本(直径1.0m)があることが記されている

風吹沢エリア・せり柵沢エリア共に絵図では針葉樹林として描かれている。

(4) 崩沢～日影平沢

崩沢渡 (図5 ⑬)

【崩沢の内】

崩沢渡

- 小伝沢 (19町 2,137m) この沢登り右方水なし。木鋪ども多し。
- わり沢 (2町23間 260m) この沢登り水少々。右方樅・榎沢山。
- 山神沢～二俣渡～登り左の小沢 (12町31間 1,365m) この沢水少々。雑木沢山、桧・榎も少し見え候。
- 三又 (6町20間 691m) 雑木沢山、桧も少しあり。水少しずつ出る。
- 段々行き東西へ二俣あり (6町55間 755m) この内、東沢は雑木沢山これあり候えども、せりゆえか木細り。この所に見分に参る印書き付け致し候。西沢には雑木沢山にこれあり候えども、東沢程にはなし。然れども、水の様子は本谷と見え候。これより登り越すは、上河内とくさの沢へも下り候えども、本道にてはこれなき由、案内の者教える。

【累計：1里11町44間 5,208m】



↓		11町	1,200m
登右方下小沢	この沢、水少し。桧・榎木舗少々相見え候。樅・榎沢山。		
↓		6町	655m
登右方上小沢	右同断		
↓		30間	55m
登左之方小沢	右同断		
↓		5町	545m
日向平沢 (図8⑭)	この沢、水少し。桧・榎・樅・榎舗相見えり。		
↓		1町30間	164m
日影平沢 (図8⑮)			

崩沢エリアは、木舗（針葉樹林）が多く、下流では樅・榎、上流では雑木が沢山と記されている。上流に行くにつれて桧・榎は減少するようであり、絵図では針葉樹林として描かれている。烏川本谷で入会地（苜敷山）が描かれているのは崩沢手前までであり、上流は針葉樹林となっている。

(5) 日影平沢～本谷二俣

日影平沢 (図5⑯)	この沢、水少し。木なし。但し、日影平沢より上河内とくさの渡へ出る道あり。	5町	545m
↓			
登右之方小沢	この沢、水なし。木舗相見えり。		
↓		4町30間	491m
蝶形沢渡 (図5⑰)			

【蝶形沢の内】

蝶形沢渡

→大ひらみ沢 (50間 91m)

→大ひらみ沢渡→同沢の内二俣 (13町10間 1,436m \*脇筋) この沢、水少し。樅沢山。

→大ひらみ沢渡→蝶形沢干留 (22町10間 2,418m) この内、樅沢山。水あり。

【累計：23町 2,509m】

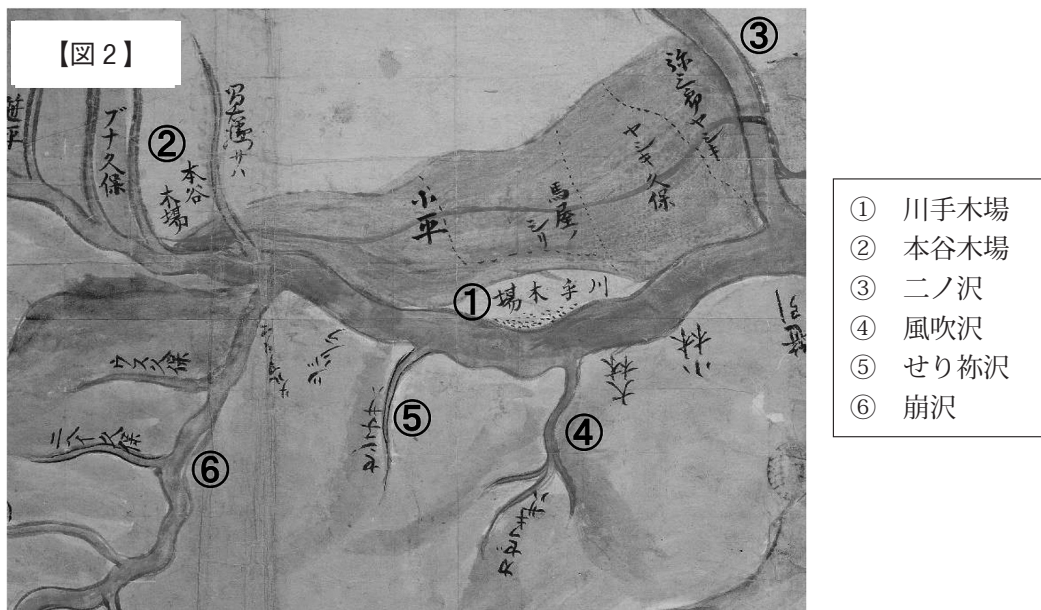
↓		6町	655m
登左の方小沢	この沢、水少し。樅少々相見えり。		
↓		6町30間	709m
登右之方小沢			
↓			
登右之方小沢	右同断		
↓		7町30間	818m
本谷二俣 (図5⑱)	この辺木なし。この所に見分に参る印書き付け致す。		

岩原村 庄屋彦左衛門屋敷より本谷二俣まで、3里6町30間 12,490m

蝶形沢までは縦が沢山あるが、最深部へ行くにつれて減少し、終着点の本谷二俣付近では「この辺木なし」と記されている。

以上、道程覚を振り返ると、元禄年間には小平付近を境に里側が入会地（<sup>おでら</sup> 苧敷林）、山側が針葉樹林であったことが知られ、110余年経過して文化年間に作成された絵図からも同様な状況が見て取れる。

針葉樹林で伐採された材木は松本藩の用材として烏川を下流の青木花見の渡場まで運ばれていたことが享保年間に同藩が作成した『信府統記』に記されており、<sup>(13)</sup> 絵図には小平付近に「川手木場」「本谷木場」という木材集積所を表す地名が描かれていることから（図2）、烏川谷の針葉樹林は松本藩の建築・土木等の用材の供給地であったことが窺える。



## (6) 飛騨への道

崩沢内、西沢を登り越すと「上河内とくさの沢へも下り候」、また、日影平沢より「上河内とくさの渡へ出る道」があると記されている。元禄期に烏川谷に現在の上高地徳沢へ通じる間道があったことがわかる。

なお、前者は「本道ではない」と記されており、後者が本道であったようである。

江戸時代、当地に飛騨へ抜ける間道があったことは、栃平家前<sup>(14)</sup>に記載されている「長尾組岩原分、家3軒」が、間道の何かしらの用務のために当地にあったこと、また、堀金地域に伝わる伝承からも知られている。<sup>(15)</sup> その経路が烏川山入会絵図と烏川山沢付道程覚の照合から明らかとなった。

図3に示すのが元禄10年（1697）時点の烏川谷越えの間道で、本道は「小平～日影平沢～大嶽」の経路、脇道が「小平～崩沢渡～崩沢（西沢）～大嶽」の経路である。

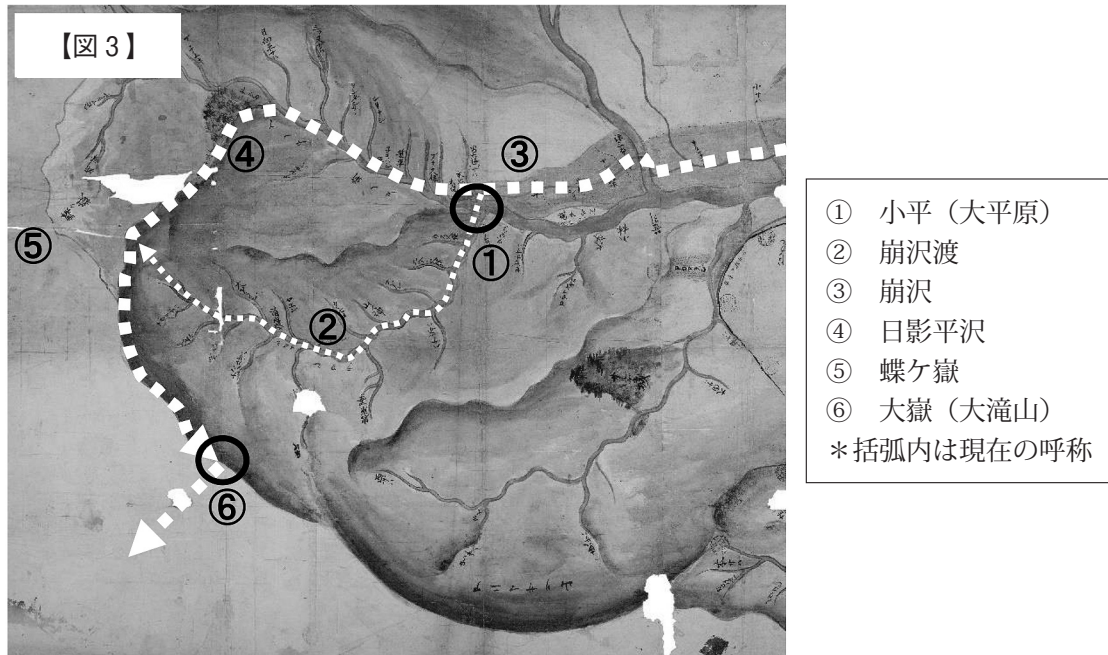
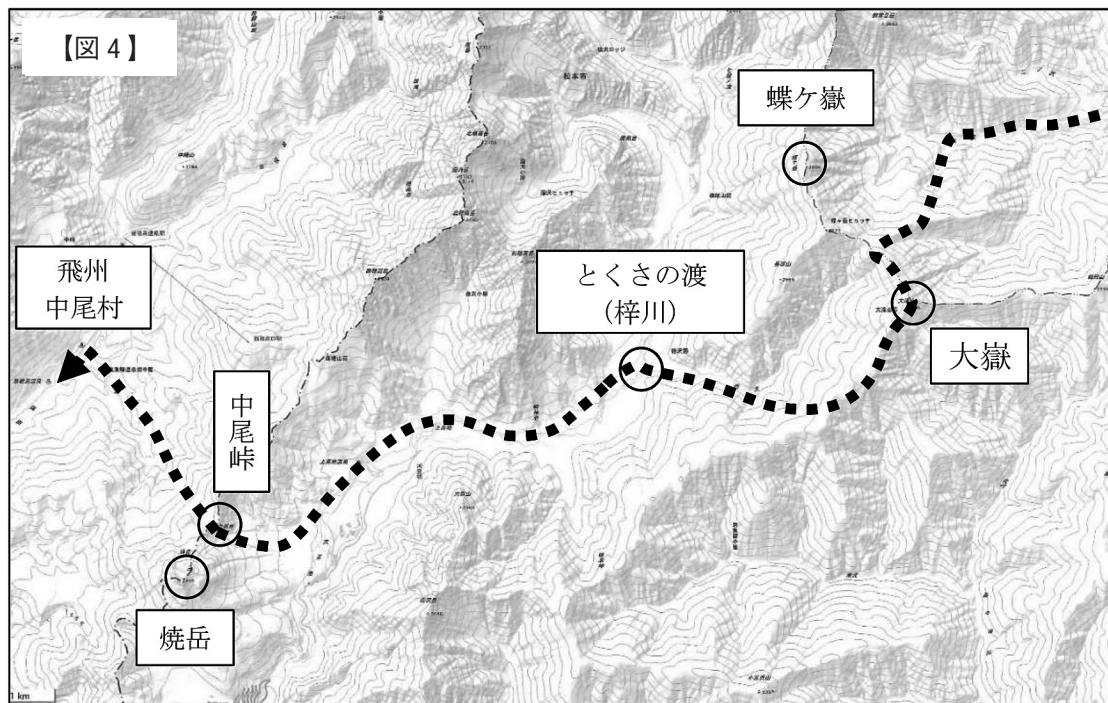


図4が想定される烏川谷から飛騨への道である。



(地理院地図に加筆)

\*とくさの渡を渡り中尾峠を経て飛州中尾村に至る経路は、後に飛州新道（天保7年（1836）開通）となる古道が存在したと推察される。

## 6 まとめ

以上、烏川上流部を描いた本絵図と、「烏川山沢付道程覚」などの諸史料、また先行研究などと照らし合わせることで、いくつかのことが明らかになった。これを以下にまとめる。

### (1) 烏川山の土地利用

烏川右岸では小野沢から大水沢附近まで、左岸においては「小平」(大平原)附近までは燃料や飼肥料の採取地として各村に利用されていた。

特に、烏川右岸の小野沢と大水沢の奥は23ヶ村の入会地となっていたが、採取する品目をめぐって山本村と里郷との相論に発展することもあった。

大水沢や小平より奥は、絵図では灰色に塗られている。「道程覚」の記録と突き合わせると、樅・榎・榎といった針葉樹林が広がっていたことが読み取れる。絵図では烏川沿いの所々に木場が示されていることから、この谷が松本藩の建築・土木等の用材の供給地であったこともわかる。

### (2) 山奥へと通ずる道

文化7年の絵図に描かれた赤線と、それより110年ほど前の元禄年間に作成された「道程覚」に文字で記録された道はほぼ一致している。山林資源を採取するための作業道であったことは言うまでもないが、その烏川右岸を通る道は、上高地を経て飛騨へ抜ける間道としての役割も持っていた。栃平に住んでいた3軒が間道に対する何らかの任務を帯びていたとの推測も肯けるところである。

### (3) 烏川の谷全体の俯瞰

「道程覚」も当地を知る上で重要な史料だが、記述されたところ以外の状況を知るのは困難である。しかしこの絵図によって、江戸時代後期の烏川上流部の谷全体を俯瞰できるようになった。

また沢名や小地名、さらに何らかの謂れの地や山崩れの場所も記されていることも、地域を知る上で有益なことである。

## おわりに

この絵図は文化6年に起きた入会相論をきっかけに、採取の許される資源をそれぞれで確認する過程で、入会地の領域を再確認するために作成された。飼肥料や燃料となる草木を採取するためのルールが守られなければ、生産活動ができなくなるという死活問題が絡む中で、入会23ヶ村が緊張感を持って話し合い、現地を確認して絵図を作成したことだろう。近世の安曇郡南部の村の生活を復元していくという点では、この絵図が作成された意義をさらに考究していかなければならないと思う。

また一方で、この絵図は後世の私たちに様々な情報を伝えてくれた。忘れられた沢の名前や何らかの伝承地、そして当時利用されていた道などである。北アルプス山麓の険阻な地形を歩くのは危険だが、近年利用される機会が著しく減った烏川源流部に、一定の価値づけをするヒントを与えてくれたようにも思う。

この絵図を寄贈してくださったのは、地元岩原にお住まいの尾日向安幸氏である。寄贈手続きがひと段落したしばらくのち、同氏の訃報に接した。末筆ながら謹んで哀悼の意を表すとともに、私たちに新たな学びを与えてくださったことに厚く感謝を申し上げたい。

なお、絵図の原本は劣化を避けるため、来館者に頻繁にお見せすることは差し控えたい。そこで安曇野市文書館では複製を作成した。来館の際は、お気軽にご覧いただければ幸いである。

## 註

- 1 『堀金村誌 上巻』(1991年) 999-1003頁(第2編第4章第12節 烏川山—林業—)
- 2 文化7年(1810) 4月付「済口一札之事」(山口家文書及び飯沼家(大東)文書No.683)
- 3 「長尾与烏川山江入候村之訊」(享保5年(1720))(山口家文書)
- 4 文化7年(1810) 8月付「乍恐奉願口上之覚」(山口家文書)
- 5 文化7年(1810) 10月付「再論済口一札之事」(宮澤順成家文書No.8-4)。なお、旧『豊科町誌』(1955年) 271頁、『豊科町誌 歴史編・民俗編・水利編』(1995年) 401頁には、「本村 丸山仁家文書」として紹介されている。
- 6 註2に同じ。
- 7 註5に同じ。
- 8 藤森家(問屋)文書No.527-1、527-4、527-15
- 9 鈴木重武・三井篤弘編述『信府統記』(国書刊行会・1996年)
- 10 『堀金村誌 下巻』 675頁
- 11 『堀金村誌 上巻』 500頁
- 12 宮坂武男『信濃の山城と館7 安曇・木曾編』及び『信濃の山城と館4 松本・塩尻編』(戎光祥出版・2013年)
- 13 註9に同じ『信府統記』(用木薪伐出ス山並運上山)
- 14 『堀金村誌 下巻』 981頁(第4編第10章第1節 岩原)
- 15 『堀金村誌 下巻』 674頁(第4編第1章第6節 伝承)には、飛騨から烏川の谷に来たおたね・おすげの姉妹の伝説が紹介されている。

なお、本稿は執筆者両名が調整しながら書き上げたため、執筆分担を明確に切り分けることができない。ただし、第2章及び5章を丸山が、はじめにと第1章、第3章、第6章及びおわりにを逸見が主に担当した。第4章は両名が調整を取りつつ執筆した。